

書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消さる。

三 い人が免易の届出書を去第十七条に記して使用する表紙の参考

本件は、前記の三月三十日付の取消しの申立てが、前記の二月二十日以内にその法の取扱いの規定により取締役とみなされるべき者（同法四十七条第二項の規定による代表者を含む）、執務役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年未満経過しない者が免易の届出書を去第十七条に記して使用する表紙の参考

しては第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第六十一条において準用する銀行法第五十五条第一項の規定によつて长期借用銀行法第六十条第一項の許可を取り消せば、合において、その取消の日前三十日以内にその法人の取締役会執行役（会計監査又は監査役であった者でその取消の旨から五年を経過しない者

五 法人が労働者法第九十五条の規定により同法第六条の免
を取り消され、又は同法第九十四条各項において準用する規定
行法第五十一条の五十六第一項の規定により労働金庫法第三条
九条の三項の許可を取り消された場合はにおいて、その取扱いを設
しの日前三十日以内にその法人は監事又は監事であった者で
の取消しの日から五年を経過しなる者

六
法人が中小企業等協同組合法第百六条第一項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律

一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十九条の規定第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六条の規定第一項において準用する組合法第五十九条の第一項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第五十一条の五項において準用する銀行法第五十二条の五十六条の規定第一項において准用する組合法第五十九条の第一項の許可を取り消された場合、

産業協同組合法第百一十二条の第一項の許可を取り消された場合又は農林省令第十五号の第四項において開業資本一千円の銀行法第五十九条の第五十六号の第四項において開業資本一千円の支店法第五十五条の第二項の許可を取り消された場合においてその取消の日から五年を経過しなる者十四、銀行法に相当する外国の法令の規定により當該外国において

行役、会計監査若しくは監査役又は同法第五十五条の五十六人又は前項の規定により解任せられた代役であつて、その専らに受けた日から五年を経過しないもの。但し、前項第一号の規定によつて、監査役の職務を終了した場合は、監査役の職務を終了した日から五年を経過しないもの。

銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六條第一項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金
庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する

周辺の諸國に於ける本邦の通商政策等を考慮する法律、
業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法
又は株式会社工組合中央金庫法に相当する外國の法令の規定
によつて該外國において受けていゝ第1号から前記までに規定
ある免許、許可、認証等は該外國同種の免許、許可、認証等
可否しては登録、登記、認可、認證等を取扱ひ得る
可否の二つを並んで有する。

消され、若しくは當初免許、許可、認可若しくは該の更新を拒否され、又は解散せられた場合において、その取消しの日、解散命令が發してから該解散命令がなされた日にして、更新の場合は下記の手續の外に、新規の手續をなす日とする。以下この号において同じ) 前二項に依り、その法の人の取扱役、執行役、会計參事、監査又はこれと同様する者の

であつた者でその取消の日から五年を経過しなる者
十二 銀行法第五十一条の第五項の規定により法第五十二
条の第九項若しくは第七条第一項の規定を取消された場
合長期信用銀行法第七条において准用する銀行第五十二
条の第十一項の規定により長期信用銀行法第六条の二の二
第一項若しくは第二項ただし書の認を取り消された場合は

消され得る場合、信金金融法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五六第六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第一項の許可を取り消された場合、~~信金金融法第九~~第四条第二項にて准用する第六十九条の第三十一項の許可を取り消され得る場合、協同組による金融業に関する法律第六条の規定により

第五項において準用する銀行法第六十一条の五十第一項の規定により協同組合による金融事業に關する法律第六条の三第三

会社商賈組合中央金庫法に相当する外國の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会員参与、監査會はこれらに準ずる者であつて、その处分を受けた日から五年を経過しない者、剩余金の配当に係る低純資産額

第二十二条 法第六十八条第一項の規定により読み替へ適用する
会社法第二百五十八条に規定する政令で定める金額は、二十億円
とする。

事項を記載した申請書を内閣府長官に提出してしなければならない。
い。 い。
二、名称
三、事務所の所在の場所
四、役員の氏名及び会員の名称
前項の申請書は定款、登記事項証明書その他内閣府令で定
むる書類とし、(ひよひよひよひよ)。

第六章 指定紛争解決機関

において、準用銀行法」という。第五十一条の六十条及び第五十二条の八、第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるるものとする。
一 金融商取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三、第九第一項の規定による指定
二 第二十六各号に掲げる指定

一賀議を述べた資金移動業者の数の資金移動業者の総数に占める割合)

第五号において同じ。

二 地方債券
三 政府債券 (金融商品取引法(昭和二十年法律第二十一条)
号) 第二項第一項第一号に掲げる債券の額の半額が元の
償還及利息の支払について保証しているものをいう。第三十
六条第二号に付する(同項第三号において同じ)。

四 金融長官の指定する社債券その他の債券
(発行保証金を充てることができる債券の評価額)

五 第十九条 法第十四条第一項の規定により、振替手形の記録
である場合における該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号に掲げる債券 領収金額の権利の額が、社債、
株式等の振替に関する法律の規定による振替手形の記録
記録に定まるものについては、振替手形座面に記載又は記録
された金額(以下の条において同じ)。

二 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき九十九円として
計算した額

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき九十五円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

二 割引の方法により発行した債券については、その発行額を次
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の算式により算出した額を加えた額と領収金額のみならず、前項
の規定を適用する。

三 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十九円として
計算した額

四 前条第一号に掲げる債券 領収金額百円につき八十五円として
計算した額

一 全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなけ
ればならない。

二 発行保証金を充てることができる銀行等が決算すべ
き事項等

三 第十九条第一項に規定する内閣府令で定める
資本比率による単体自賃比率がハーベーセント以上あるこ
と。

四 外国銀行支店 当該各号に掲げる銀行の種類
に応じ、当該各号に掲げる区分とする。

五 海外営業拠点を有する銀行、日本銀行支店、銀行法昭和五
十六年法律第二百四十二条第一項に規定する銀行
支店をも、第二項において同じ)を除く。次号において同
じ。長期信用銀行又は信用金庫連合会 最終の業務及び財産
の状況に係る報告書類(当該説明書類による事業年度に係る
業者の中期事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、
当該説明書類における国際統一基準に係る単体自賃比率
である)。

六 外国銀行支店 その所轄地において勘定の役員又は從業員持
つたものとし、

七 会員銀行又は信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に係る
説明書類(当該説明書類による事業年度に係る業者の中期
事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説
明書類における国際統一基準に係る単体自賃比率がハーベーセント以上
あること)。

八 海外営業拠点を有しない銀行、長期信用銀行又は信用金庫連合
会の銀行又は組合の銀行の半額を保有しているもの限
る)である。

九 会員銀行又は信用金庫連合会 合規約会員の組合のうち
組合若しくは農業協同組合連合会、水産業協同組合、法昭
和三十年法律第二百四十二条第一項に規定する銀行の事業
を行ふ漁業協同組合会、同法第九十三条第一項第一号の事業を行
ふ水産加工業協同組合又は法第九十九条と第一項第一号の事
業を行ふ農業協同組合会 最終の業務及び財産の状
況に関する説明書類における自己資本比率がハーベーセント
以上であること)。

十 農業中央金庫 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類
における単体自賃比率がハーベーセント以上であること)。

十一 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、次項に規定する基準の
十号 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十二 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十三 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十四 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十五 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十六 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十七 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十八 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

十九 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

二十 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

二十一 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

二十二 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

二十三 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

二十四 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

二十五 第二項第一号及び第二号の単体自賃比率とは、銀行法
昭和十八年九月第八号第一項において同一の用語を含む。に規定
するものとし、

一 基準日において、基準日未使用残高基準額以下となつた場
合 当該発行保証金保証金約の全部

二 基準日に係る会員組合の金部

三 基準日に係る会員組合の金部

四 基準日に係る会員組合の金部

五 基準日に係る会員組合の金部

六 基準日に係る会員組合の金部

七 基準日に係る会員組合の金部

八 基準日に係る会員組合の金部

九 基準日に係る会員組合の金部

十 基準日に係る会員組合の金部

十一 基準日に係る会員組合の金部

十二 基準日に係る会員組合の金部

十三 基準日に係る会員組合の金部

十四 基準日に係る会員組合の金部

十五 基準日に係る会員組合の金部

十六 基準日に係る会員組合の金部

十七 基準日に係る会員組合の金部

十八 基準日に係る会員組合の金部

十九 基準日に係る会員組合の金部

二十 基準日に係る会員組合の金部

二十一 基準日に係る会員組合の金部

二十二 基準日に係る会員組合の金部

二十三 基準日に係る会員組合の金部

二十四 基準日に係る会員組合の金部

二十五 基準日に係る会員組合の金部

二十六 基準日に係る会員組合の金部

二十七 基準日に係る会員組合の金部

二十八 基準日に係る会員組合の金部

二十九 基準日に係る会員組合の金部

三十 基準日に係る会員組合の金部

三十一 基準日に係る会員組合の金部

三十二 基準日に係る会員組合の金部

三十三 基準日に係る会員組合の金部

三十四 基準日に係る会員組合の金部

三十五 基準日に係る会員組合の金部

三十六 基準日に係る会員組合の金部

三十七 基準日に係る会員組合の金部

三十八 基準日に係る会員組合の金部

三十九 基準日に係る会員組合の金部

四十 基準日に係る会員組合の金部

四十一 基準日に係る会員組合の金部

四十二 基準日に係る会員組合の金部

四十三 基準日に係る会員組合の金部

四十四 基準日に係る会員組合の金部

四十五 基準日に係る会員組合の金部

四十六 基準日に係る会員組合の金部

四十七 基準日に係る会員組合の金部

四十八 基準日に係る会員組合の金部

四十九 基準日に係る会員組合の金部

五十 基準日に係る会員組合の金部

五一 基準日に係る会員組合の金部

五二 基準日に係る会員組合の金部

五三 基準日に係る会員組合の金部

五四 基準日に係る会員組合の金部

五五 基準日に係る会員組合の金部

五六 基準日に係る会員組合の金部

五七 基準日に係る会員組合の金部

五八 基準日に係る会員組合の金部

五九 基準日に係る会員組合の金部

六十 基準日に係る会員組合の金部

六一 基準日に係る会員組合の金部

六二 基準日に係る会員組合の金部

六三 基準日に係る会員組合の金部

六四 基準日に係る会員組合の金部

六五 基準日に係る会員組合の金部

六六 基準日に係る会員組合の金部

六七 基準日に係る会員組合の金部

六八 基準日に係る会員組合の金部

六九 基準日に係る会員組合の金部

七〇 基準日に係る会員組合の金部

七一 基準日に係る会員組合の金部

七二 基準日に係る会員組合の金部

七三 基準日に係る会員組合の金部

七四 基準日に係る会員組合の金部

七五 基準日に係る会員組合の金部

七六 基準日に係る会員組合の金部

七七 基準日に係る会員組合の金部

七八 基準日に係る会員組合の金部

七九 基準日に係る会員組合の金部

八〇 基準日に係る会員組合の金部

八一 基準日に係る会員組合の金部

八二 基準日に係る会員組合の金部

八三 基準日に係る会員組合の金部

八四 基準日に係る会員組合の金部

八五 基準日に係る会員組合の金部

八六 基準日に係る会員組合の金部

八七 基準日に係る会員組合の金部

八八 基準日に係る会員組合の金部

八九 基準日に係る会員組合の金部

九〇 基準日に係る会員組合の金部

九一 基準日に係る会員組合の金部

九二 基準日に係る会員組合の金部

九三 基準日に係る会員組合の金部

九四 基準日に係る会員組合の金部

九五 基準日に係る会員組合の金部

九六 基準日に係る会員組合の金部

九七 基準日に係る会員組合の金部

九八 基準日に係る会員組合の金部

九九 基準日に係る会員組合の金部

一〇〇 基準日に係る会員組合の金部

一〇一 基準日に係る会員組合の金部

一〇二 基準日に係る会員組合の金部

一〇三 基準日に係る会員組合の金部

一〇四 基準日に係る会員組合の金部

一〇五 基準日に係る会員組合の金部

一〇六 基準日に係る会員組合の金部

一〇七 基準日に係る会員組合の金部

一〇八 基準日に係る会員組合の金部

一〇九 基準日に係る会員組合の金部

一一〇 基準日に係る会員組合の金部

一一一 基準日に係る会員組合の金部

一一二 基準日に係る会員組合の金部

一一三 基準日に係る会員組合の金部

一一四 基準日に係る会員組合の金部

一一五 基準日に係る会員組合の金部

一一六 基準日に係る会員組合の金部

一一七 基準日に係る会員組合の金部

一一八 基準日に係る会員組合の金部

一一九 基準日に係る会員組合の金部

一一〇 基準日に係る会員組合の金部

一一一 基準日に係る会員組合の金部

一一二 基準日に係る会員組合の金部

一一三 基準日に係る会員組合の金部

一一四 基準日に係る会員組合の金部

一一五 基準日に係る会員組合の金部

一一六 基準日に係る会員組合の金部

一一七 基準日に係る会員組合の金部

一一八 基準日に係る会員組合の金部

一一九 基準日に係る会員組合の金部

一一〇 基準日に係る会員組合の金部

一一一 基準日に係る会員組合の金部

一一二 基準日に係る会員組合の金部

一一三 基準日に係る会員組合の金部

一一四 基準日に係る会員組合の金部

一一五 基準日に係る会員組合の金部

一一六 基準日に係る会員組合の金部

一一七 基準日に係る会員組合の金部

一一八 基準日に係る会員組合の金部

<p

一定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されたことになったとき。

六 準用銀行法第五十二条の六十三第三項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者があるとき。

七 資金移動業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事實を知つたとき。

九 加入資金移動業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）
第十五条 準用銀行法第五十二条の六十一第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。
指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定す

3 2 1
指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定す

る期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができます。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第四章 雜則

第十六条 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの府令の規定による指定に関する申請が、その事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

第十五条第三項に規定する承認に関する申請に対する処分は、一月以内にするよう努めるものとする。

3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには、資料を追加するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる期間

附 則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第二条第五号に定める日（平成二十三年四月一日）から施行する。

別紙様式（略）